ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法　個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ　特定外来生物の取扱方法　特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その一時的な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

九　*Iapalura swinhonis*（スウィンホーキノボリトカゲ）、*Anolis allogus*（アノリス・アルログス）、*Anolis altitaeus*（アノリス・アルタケウス）、*Anolis angusticeps*（アノリス・アングスティケプス）、*Anolis carolinensis*（グリーンアノール）、*Anolis equestris*（ナイトアノール）、*Anolis garmani*（ガーマンアノール）、*Anolis homolechis*（アノリス・ホモレキス）及び*Anolis sagrei*（ブラウンアノール）

イ～ホ　（略）

十　*Boiga cyanea*（ミドリオオガシラ）、*Boiga cynodon*（イヌバオオガシラ）、*Boiga dendrophila*（マングローブヘビ）、*Boiga irregularis*（ミナミオオガシラ）、*Boiga nigriceps*（ボウシオオガシラ）、*Elaphe taeniura friesi*（タイワンスジオ）及び*Protobothrops mucrosquamatus*（タイワンハブ）

イ～ニ　（略）

ホ　特定外来生物の取扱方法

(1)　（略）

(2)　*Protobothrops mucrosquamatus*（タイワンハブ）の飼養等をする場合にあっては、危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

十一　*Bufo cognatus*（プレーンズヒキガエル）、*Bufo guttatus*（キンイロヒキガエル）、*Bufo marinus*（オオヒキガエル）、*Bufo melanosticus*（ヘリグロヒキガエル）、*Bufo punctatus*（アカボシヒキガエル）、*Bufo quercicus*（オークヒキガエル）、*Bufo speciosus*（テキサスヒキガエル）、*Bufo typhonius*（コノハヒキガエル）、*Osteopilus septentrionalis*（キューバズツキガエル）、*Eleutherodactylus coqui*（コキーコヤスガエル）、*Eleutherodactylus johnstonei*（ジョンストンコヤスガエル）、*Eleutherodactylus planirostris*（オンツガエル）、*Kaloula pulchra*（アジアジムグリガエル）及び*Polypedates leucomystax*（シロアゴガエル）

イ～ホ　（略）

十二　*Rana catesbeiana*（ウシガエル）

イ～ホ　（略）

十三　*Ictalurus punctatus*（チャネルキャットフィッシュ）

イ～ホ　（略）

十四　*Achelognathus macropterus*（オオタナゴ）、*Tachysurus fulvidraco*（コウライギギ）、*Ameiurus nebulosus*（ブラウンブルヘッド）、*Pylodictis olivaris*（フラットヘッドキャットフィッシュ）、*Silurus glanis*（ヨーロッパナマズ）、かわかます科全種、*Gambusia holbrooki*（ガンブスィア・ホルブロオキ）、*Neogobius melanostomus*（ラウンドゴビー）、*Lates niloticus*（ナイルパーチ）、*Morone americana*（ホワイトパーチ）、*Gymnocephalus cernua*（ラッフ）、*Perca fluviatilis*（ヨーロピアンパーチ）、*Sander lucioperca*（パイクパーチ）、*Siniperca chuatsi*（ケツギョ）及び*Siniperca scherzeri*（コウライケツギョ）並びにかわかます科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

イ～ホ　（略）

八　アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、アノリス・カロリネンスィス（グリーンアノール）、アノリス・エクエストリス（ナイトアノール）、アノリス・ガルマニ（ガーマンアノール）、アノリス・ホモレキス及びアノリス・サグレイ（ブラウンアノール）

イ～ホ　（略）

九　ボイガ・キュアネア（ミドリオオガシラ）、ボイガ・キュノドン（イヌバオオガシラ）、ボイガ・デンドロフィラ（マングローブヘビ）、ボイガ・イルレグラリス（ミナミオオガシラ）、ボイガ・ニグリケプス（ボウシオオガシラ）、エラフェ・タエニウラ・フリエスィ（タイワンスジオ）及びプロトボトロプス・ムクロスカマトゥス（タイワンハブ）

イ～ニ　（略）

ホ　特定外来生物の取扱方法

(1)　（略）

(2)　プロトボトロプス・ムクロスカマトゥス（タイワンハブ）の飼養等をする場合にあっては、危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

十　ブフォ・コグナトゥス（プレーンズヒキガエル）、ブフォ・グタトゥス（キンイロヒキガエル）、ブフォ・マリヌス（オオヒキガエル）、ブフォ・プンクタトゥス（アカボシヒキガエル）、ブフォ・クエルキクス（オークヒキガエル）、ブフォ・スペキオスス（テキサスヒキガエル）、ブフォ・テュフォニウス（コノハヒキガエル）、オステオピルス・セプテントリオナリス（キューバズツキガエル）、エレウテロダクテュルス・コクイ（コキーコヤスガエル）及びボリュペダテス・レウコミュスタクス（シロアゴガエル）

イ～ホ　（略）

十一　ラナ・カテスベイアナ（ウシガエル）

イ～ホ　（略）

十二　イクタルルス・プンクタトゥス（チャネルキャットフィッシュ）

イ～ホ　（略）

十三　エソクス・ルキウス（ノーザンパイク）、エソクス・マスクイノンギュ（マスキーパイク）、ペルカ・フルヴィアティリス（ヨーロピアンパーチ）、サンデル・ルキオペルカ（パイクパーチ）、スィニペルカ・クアトスィ（ケツギョ）及びスィニペルカ・スケルゼリ（コウライケツギョ）

イ～ホ　（略）